

オーストリア共和国における連邦制
—連邦国家における権限配分を中心として—
(13)

奥 正 嗣*

Federalism in the Federal Republic of Austria
— **The division of responsibilities between *Bund* and *Länder*** —
(13)

Masatsugu Oku *

Abstract

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz [B-VG]*) related to these functions, namely Articles 10-15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

キーワード

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条 - 15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

* おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2020. 12. 3 受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

- (1) 権限配分の対象
- (2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

- (1) まえがき
- (2) 一般的権限配分
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)
- (3) 学校制度
- (4) 財政関係
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第1号、平成29年10月)

(5) 非高権的行政（私経済行政、私法行政）

(6) 公的委託制度

3. 権限規範の解釈

- (1) 権限の解釈
- (2) 権限領域の分離、累積（重なり）原理および観点理論
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第2号、平成30年1月)
- (3) 横断事項または複合事項
- (4) 権限の集中と権限行使の調整
- (5) 「制度理論」その他の連邦権限の一般条項化
- (6) 補完性の原則の確立に向けて
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第3号、平成30年3月)

第2章 連邦の立法および執行への連邦参議院および州の協力（参与）、州の立法および執行への連邦の協力（参与）

1. 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）
- (2) 連邦参議院のその他の権限
- (3) 連邦参議院の議決要件

2. 連邦の立法への州の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への州の同意権
- (2) 州の同意の擬制

3. 州の立法への連邦の協力（参与）

- (1) 州の立法に対する連邦政府の異議権
- (2) 州の立法に対する連邦政府の同意権

4. 連邦の執行への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦参議院の異議権
- (2) 連邦参議院の同意権

(3) 連邦参議院のその他の権限

5. 連邦の執行への州の協力 (参与) (間接連邦行政)

- (1) 間接連邦行政の定義とその意義
- (2) 間接連邦行政とその問題点
- (3) 原則としての間接連邦行政
- (4) 間接連邦行政における州の執行費用負担責任
- (5) 間接連邦行政における州の行政責任
- (6) 間接連邦行政の主体としての州知事
- (7) 間接連邦行政の監督
- (8) 間接連邦行政の異なった類型
- (9) 非高権的行政と間接連邦行政

(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第1号、平成30年10月)

6. 州法律の州執行への連邦の協力 (参与) (間接州行政)

- (1) 州法律の執行と連邦政府の同意
- (2) 州法律の執行と協定法律

第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

1. 州に対する連邦の監督

- (1) 「連邦監督」の概念
- (2) 連邦監督の機能および種類
- (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限

A. 州立法に対する連邦監督

(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第2号、平成31年1月)

B. 州行政に対する連邦監督

- ① 州法律の自立的州執行に際しての連邦監督からの原則的自由
- ② 連邦法律の自立的州執行に対する一般的連邦監督
- ③ UVP 事項における連邦の特別監督
- ④ 学校制度における連邦の特別監督
- ⑤ 病院および療養施設に関する衛生上の監督

(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第3号、平成31年3月)

- ⑥ 安全保障制度における連邦の特別監督
- ⑦ 国家条約と EU 法のそれぞれの実施における連邦の特別監督
- ⑧ 行政における特別の委譲
- ⑨ 州行政に対する連邦の法的統制

(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第1号、令和元年10月)

2. 州に対する連邦の強制執行

- (1) 連邦強制の定義、連邦強制と連邦監督との関連
- (2) 憲法裁判所の判決の執行としての連邦強制

3. 連邦に対する州の監督

- (1) 理論的背景

- (2) 相互の法的統制（コントロール）制度としての憲法裁判制度
- (3) 連邦国家的権利保護としての行政裁判制度
- (4) 州監督の手段としての連邦参議院
- (5) 州の同意権および協力権
- (6) 州のための権限委譲
- (7) ヨーロッパ連合内の事業計画における州の協力（参与）
- (8) 審議機構（Konsultationsmechanismus）における州の監督権

第4章 協働的連邦国家（kooperativer Bundesstaat）、協働的連邦主義（kooperativer Föderalismus）

1. 連邦と州との協働

- (1) 「協働的連邦国家」「協働的連邦主義」という概念
- (2) 「連邦・州の2者間協働」から「連邦・州・市町村の2者間協働」へ
- (3) 「横断事項」「観点理論」と協働
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第2号、令和2年1月)

2. 連邦と州との「法的」協働形式

- (1) 連邦と州の協定、州相互の協定
- (2) 法制定の調整
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第3号、令和2年3月)
- (3) 「公法上の法人」による協働
- (4) 「諮問委員会」および「合議制官庁」による協働
- (5) 「行政組織」および「手続集中」による協働
- (6) 私法形式における協働

3. 連邦と州との「政治的・行政的」協働形式

- (1) 州会議の一般的展開
- (2) 州知事会議
- (3) 州の統一会議
- (4) 州事務長官会議
- (5) 政治的（政治部門における）首脳部会議
- (6) 行政的（行政部門における）最高機関会議
- (7) その他の共同の委員会および会議における協力
- (8) 連邦諸州の連絡調整機関
- (9) オーストリア地域計画会議
- (10) 包括的国土防衛の調整機関
- (11) 州および市町村行政間の調整

4. 過度な協働の否定的（負の）影響

- (1) 協働の問題点
- (2) 「合一的連邦国家」の強化と「執行連邦主義」

第5章 連邦国家

1. 連邦国家の概念

2. 国家領域（連邦領域と州領域）、国民（連邦国民と州公民）、国籍、国語、国家シンボル

オーストリア共和国における連邦制—連邦国家における権限配分を中心として— (13)

- (1) オーストリア共和国
 - (2) 国家領域（連邦領域と州領域）
 - (3) 連邦の首都、連邦の最高諸機関の所在地
（以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第34巻第1号、令和2年10月）
 - (4) 国籍（国民の要件）
 - (5) 国語
 - (6) 国家シンボル
3. 連邦憲法と州憲法
- (1) オーストリア共和国における州憲法
 - (2) 州憲法の自律性とその制限
（以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第34巻第2号、令和3年1月）
 - (3) 憲法の連邦国家的同質性（連邦国家的同質性原理）
 - (4) 州憲法の歴史的展開と規制領域
 - (5) 連邦憲法の特別授権による州憲法自律性の拡大
 - (6) 独自の州憲法規定
 - ① 国家目標、基本的価値
 - ② 基本権、基本権的保障（以上、本号）

第5章 連邦国家

3. 連邦憲法と州憲法

(3) 憲法の連邦国家的同質性（連邦国家的同質性原理）

連邦憲法と州憲法は、一連の憲法の基本原理に基づくところの体系的統一体を構成する。それゆえ、州憲法は上位法である連邦憲法の基本原理と一致すべきものとされる（連邦憲法99条1項）。「連邦国家における憲法相互の同質性原理（bundesstaatliches Homogenitätsprinzip）」と呼ばれる。州憲法の自主独立性（Selbständigkeit）、自律性（Autonomie）は、同質性原理から、連邦憲法の基本原理による制限を伴う⁽³⁰⁾。以下、概観する。

① 州憲法に対する明示の枠規定

連邦憲法は、第4章において、州憲法の中心的領域を構成する「州の立法および執行」について規定する（連邦憲法95条 - 112条）。連邦国家においては異常と思えるほど内容的に極めて詳細に州の組織の概要を定めているので、結果的に、州の憲法自律性の余地が狭まる。州の‘後見’とも感じられるこのような州憲法の自主独立性の制限の理由として、オーストリアの強力な統一国家的伝統、州および州の新たな民主的法治国家的自主独立性に対する中央の不信などがある。

さらに、連邦主導による州における行政改革（間接連邦行政、行政の複線性〔doppelgleisigkeit〕の排除、一般的国家行政と州行政を担当する州政府庁の創設⁽³¹⁾）、以上と関連して、州における一般的国家行政のための組織の変更または新たな規定につき「連

邦政府の同意」(2019年1月15日の連邦法律〔BGBL I Nr.14/2019, Artikel 1 (憲法規定)〕による憲法改正により、「管区行政官庁との協力」(連邦憲法15条10項)、もっぱら連邦によって組織され、それゆえ州の組織高権が制限されているところの多数の共通の連邦制度(憲法裁判所〔Verfassungsgerichtshof〕、行政裁判所〔Verwaltungsgerichtshof〕、会計検査院〔Rechnungshof〕、オンブズマン〔Volksanwaltschaft〕、保安団体〔Wachkörper〕、軍隊〔Bundesheer〕など)、連邦憲法によって創られた行政組織の特別形態(学校官庁〔州における連邦の学校行政は、連邦主務大臣の下にある州教育評議会および管区教育評議会という合議制の学校官庁による直接連邦行政類似の組織形態：連邦憲法81a条、81b条。連邦憲法81a条、81b条は、2017年9月15日の連邦法律(教育改革法)(BGBL I Nr.138/2017, Artikel 1 (憲法規定)〕によって廃止され、新たに連邦憲法113条が新設されている)、市町村〔自治行政体としての市町村の固有活動領域における連邦の監督：連邦憲法119a条など〕)に示されるように、さまざまな連邦規制が及んでいる⁽³²⁾。

②州に直接適用しうる連邦憲法規範

一連の連邦憲法規範は、その内容によって、連邦機関のみでなく州機関にも向けられ、直接的に州権力を制限する。それには、EU加入憲法律(BGBLNr.744/1994)、連邦憲法の総則的規定(連邦憲法1条-23条)、EUの事業計画と州(連邦憲法23d条)、自治行政(連邦憲法第6章)、会計の監督および財務執行状況の監督(連邦憲法第7章)、憲法および行政の保障(連邦憲法第8章)、基本権(連邦憲法7条、8条、83条2項；1867年12月21日の「国民の一般的権利に関する国家基本法」、1862年10月27日の「住居権の保護のための法律」、1919年9月10日のサン・ジェルマン条約などの憲法律〔連邦憲法149条参照〕；ヨーロッパ人権条約、ヨーロッパ社会憲章などの条約)、財政憲法律(連邦憲法13条1項)、審議機構および通貨安定協定に関する憲法律(BGBL I Nr.61/1998)などがある。多くの州憲法は、このような連邦憲法上の基本原則および連邦・州共通の憲法規定を明示的に繰り返し、または補充する。その理由は、一方では、このような規範は、連邦と州に一般的に妥当するところの性格を有していること、他方では、このような規範は、現代的国家憲法の特徴的な核心的事項に属し、それゆえ、州は、その国家性と自らの憲法の完全性を宣言しようと欲することにある。連邦憲法規範は「連邦憲法」事項として連邦の権限である(連邦憲法10条1項1号)にもかかわらず、連邦憲法規範の州憲法レベルでの反復と補充は、一般的に許されると考えられている⁽³³⁾。

③連邦憲法の基本原理と一般的原則

州憲法にも連邦憲法の基本原理による法拘束が及んでくる⁽³⁴⁾。判例によれば、州憲法立法者を拘束する連邦憲法の基本原理として、連邦憲法95条-112条の「州の立法および執行」以外に、代表民主制原理(連邦憲法1条、24条、60条1項、69条1項、70条1項、117条2項、6項〔原則としての代表民主制〕、43条、44条3項〔例外としての国民投票〕)⁽³⁵⁾、命令授権(法律の根拠に基づく命令公布権限)(連邦憲法18条2項)⁽³⁶⁾、民主的選挙法(連邦憲法26条1項、60条1項、117条2項)⁽³⁷⁾、平等原則(連邦憲法7条1項、国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法2条)⁽³⁸⁾、一般的法源類型の完結性(連邦憲法89条1項、139条-140a条)⁽³⁹⁾などを挙げることができる。

最近では、憲法裁判所は、例えば、「配慮原則 (Berücksichtigungsprinzip)」のような連邦憲法に書かれていない一般的原則による拘束も認めている (第1章3. (4) ②b 参照)。このような憲法の基本原理および一般的原則を州憲法の自律性の制限として適用するに際しては、連邦にとってのその具体化が、同様に、州にとっても妥当するのかが問題となる。例えば、連邦憲法は、州レベルの議会による立法手続について詳細に規定している (連邦憲法 97 条、99 条) が、州レベルの直接民主制について何ら規定を置いていない。にもかかわらず、州は、州憲法の自律性を根拠に、連邦憲法的な枠規定から自由に、この領域につき規定することは許されない。州レベルの議会制原理、代表民主制という基本原理を危険ならしめるからである (VfSlg 16241/2001)⁽⁴⁰⁾。同様に、憲法裁判所は、市長の直接選挙制も議会制原理から認めなかった (VfSlg 13500/1993)⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾。

(4) 州憲法の歴史的展開と規制領域

① 州憲法の自主独立性 (1918 年 - 1920 年)

1918 年に、中央においても州においても、革命による新たな国家権力が創られた。統一的君主制を根拠づけていた国事詔書(カール 6 世が 1713 年に発布したハプスブルク家の基本家法)の廃止、州公民の自己決定権によって、州は自らの自主独立性を根拠づけた。もっとも、ドイツ系オーストリアは単一国家 (Einheitsstaat) として創設されたので、当初は、正式には未だ存在しない連邦国家にその自主独立性を関係づけた。多くの州は、以前からの君主制時代の邦条例 (Landesordnung) を、革命による修正を加えて適用した。フォラーベルク (1919 年) とシュタイアーマルク (1918 年) のみが、新たな州憲法 (Landesverfassung) を発布した (それぞれにつき、LGBLNr.22/1919; LGBLNr.50/1919)。後者は、若干の独自性を有しながらも、かつての邦条例に強く傾斜していたが、前者は、固有の基本権カタログと直接民主制の制度を有するなど完全に新たな州憲法であった。そこにおいて、州および憲法立法の自主独立性が著しく強調され表現されている⁽⁴³⁾。しかし、1920 年の連邦憲法公布後、これらの州憲法も、次第に連邦憲法の制度に適合させられていくことになる⁽⁴⁴⁾。

② 州憲法の画一性 (1920 年 - 1970 年代)

憲法制定国民議会によって 1920 年 10 月 1 日に可決された連邦憲法は、単一国家と連邦国家の妥協の産物であったので、連邦国家的構造は非常に弱く、それ以降の一連の連邦憲法 (1925 年連邦憲法、1929 年連邦憲法)⁽⁴⁵⁾によってますます中央集権化した。その特徴は、連邦と州との権限配分、連邦参議院の弱体化、中央の行政裁判所と会計検査院、州の立法および行政制度に対する詳細な枠規定によく示されている。ここには、明らかに、分権化された単一国家の伝統、あらゆる自治体に対する国の制度高権の影響が作用している。第一共和国時代 (1920 年 - 1945 年) において、州憲法の自律的核心領域にわたってまで、連邦憲法立法者の '規制の暴威 (Regelungswut)' を受け、州憲法は、自主独立性、自律性に代わって、分権化された単一国家の属州 (Provinz) と特徴づけられる州の国法上の従属関係を体現するものとなり、州憲法の著しい同一性 (Konformität) が生ずることとなった⁽⁴⁶⁾。

こうした中央集権化に対する州の抵抗も認められる。オーバーオーストリア州では、1861

年の古い邦条例 (Landesordnung) が、1930 年まで、憲法政治的に困難に至ることもなく生き続けてきた。また、チロール州は、新たな連邦国家的憲法構造に対する嫌悪を示すために、他州が憲法名称として用いる 'Landes-Verfassungsgesetz'、'Landesverfassungsgesetz'、'Landesverfassung'、'Verfassung' と異なり、「邦条例 (Landesordnung)」という古い名称を挑発的に固持した。さらに、フォアールベルク州は、「自主独立的国家 (selbständiger Staat)」としての権能を、また、連邦国家的観点から疑念が残る、あるいは憲法違反とされるどころの直接民主制制度について、州憲法に規定している (前者につき 1 条 2 項、後者につき 33 条 6 項)⁽⁴⁷⁾。

第二共和国 (1945 年 - 現在) 時代に入っても、1970 年代中頃近くまで、州憲法の画一性 (Uniformität)、停滞 (Stagnation)、憲法政策的な無気力 (Lethargie) の状態がしばらく続く⁽⁴⁸⁾。1945 年に発効した新たな州憲法も、基本法としての連邦憲法、実施法としての州憲法という以上の状況を何ら変えるものではなかった。もっとも、1945 年においても、特に西側諸州において州政府が中央権力とは独立に新たに設立され、革命的な方法で、州憲法を再び発効させた。それゆえ、国家 (中央) 政府によって発せられた 1945 年憲法経過法 (Verfassungs-Überleitungsgesetz 1945) (StGBI. Nr.4/1945) によって、連邦憲法とともに、連邦憲法実施法としての州憲法も発効したとする (VfSlg 2985/1956) のは正しくないとされる⁽⁴⁹⁾。

③州憲法の自律性と憲法改革 (1970 年代 - 現在)

連邦国家的憲法思想の変遷および州の固有価値 (Eigenwert) の見直しによって、学説⁽⁵⁰⁾ および判例⁽⁵¹⁾ において、支分国憲法としての州憲法の「憲法自律性」の概念が復活した。また、現実においても、1960 年代になって連邦主義的傾向が強化され、州の自主独立性の強化を要請するところの、「連邦諸州の要請プログラム (Forderungsprogramme der Bundesländer)」(1963 年 - 1964 年、1970 年) が提出され、連邦主義政策のための一連の連邦憲法改正において、州の憲法自律性を強化することも含めて、連邦国家制の重要な改革がなされる。これらすべての要因が作用して、州における新たな憲法政治的自己理解および自己意識を呼び覚ましていく。ベルントハレルによると、州憲法は、州における政治過程のための技術的組織法および手続法ではなく、人と国家、人と社会、人と環境の関係についての法的民主的基礎として、公の任務の確定および国家行為の目標として、州の国家権力を連邦に対して保障し貫徹するための法的価値概念の法典として理解される⁽⁵²⁾。

「連邦諸州の要請プログラム」およびそれらに関連するいくつかは、1974 年以降、実現されていく。主なものとして、1974 年 7 月 10 日の憲法律 (BGBl.Nr.444/1974) による憲法改正⁽⁵³⁾、1977 年 10 月 18 日の憲法律 (BGBl.Nr.539/1977) による憲法改正⁽⁵⁴⁾、1983 年 3 月 2 日の憲法律 (BGBl.Nr.175/1983) による憲法改正⁽⁵⁵⁾、1984 年 11 月 27 日の憲法律 (BGBl.Nr.490/1984) による憲法改正⁽⁵⁶⁾、1987 年 12 月 15 日の憲法律 (BGBl.Nr.640/1987) による憲法改正⁽⁵⁷⁾、1988 年 6 月 23 日の憲法律 (BGBl.Nr.341/1988) による憲法改正⁽⁵⁸⁾、1988 年 11 月 29 日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) による憲法改正⁽⁵⁹⁾、1990 年 7 月 5 日の憲法律 (BGBl.Nr.445/1990) による憲法改正⁽⁶⁰⁾、1991 年 10 月 31 日の憲法律 (BGBl. Nr.565/1991) による憲法改正⁽⁶¹⁾ を挙げることができる。もっとも、特に 1983 年および

1988年の州のための連邦憲法改正は、一部、連邦の反対要求（Gegenforderung）（環境保護領域における連邦の権限拡張）と交換で生じたとされている⁽⁶²⁾。1990年代の前半において、EU加入とも関連して、従来の要請プログラムを超えるところの包括的な連邦国家改革（“構造改革〔Strukturreform〕”（連邦と州の権限領域の解体と再編成、間接連邦行政の大幅な廃止など））の試みが始まる。連邦と州との間の改革協定（1992年のベルヒトルツドルフ協定〔Paktum von Perchtoldsdorf 1992〕）も含めて、こうした努力は実を結ぶことが無かったが、連邦主義の一層の強化を目指す動きとして注目される。その後も、1999年1月8日の憲法律（BGBl. I Nr.8/1999）による憲法改正⁽⁶³⁾、2011年7月29日の憲法律（BGBl. I Nr.60/2011）による憲法改正⁽⁶⁴⁾など州の要請に応える憲法改正が続く⁽⁶⁵⁾。

上記の要請プログラムおよび連邦憲法改正と関連するが、さらに、連邦国家における決定に際しての州の協力（Mitwirkung）が、すなわち、連邦と州とのヒエラルヒー関係に対立するところの「協働的連邦主義」の構築の方向が示された。連邦諸州の利益調整のため、法的根拠なしに、連邦諸州の連絡調整機関、州知事会議、州事務長官会議が設けられ、また1992年以降の諸州統一会議（連邦憲法15a条）、州の独自の活動領域に関するか、または州の利益となることのできるすべてのEUの事業計画への州の関与手続（1992年6月5日の憲法律〔BGBl.Nr.276/1992〕による憲法改正に基づき連邦憲法10条4項、5項、6項を新設。これらの条文が、1994年12月21日の憲法律〔BGBl.Nr.1013/1994〕による憲法改正に基づき連邦憲法23d条が新設され移行）が設けられた。また、連邦・州・市町村間の審議機構および通貨安定協定についての協定締結権限に関する憲法的授権（1998年4月30日の憲法律〔BGBl.Nr.61/1998〕）、この憲法的授権に基づく連邦・州・市町村間の審議機構および将来の通貨安定協定についての協定（1999年1月14日〔BGBl.Nr.35/1999〕）（2012年の通貨安定協定については、BGBl. I Nr.30/2013, BGBl. I Nr.45/2013）が成立し、連邦・州・市町村それぞれの法制定措置が他の法主体に対して財政的負担を負わせる場合における費用負担についての協定、および連邦・州・市町村すべての法主体の共通の財政目標を確定するところの協定の基盤となった⁽⁶⁶⁾。さらにまた、間接連邦行政は、機能的には、連邦の分権化された行政の一形式であり、その際、州は連邦の指示（訓令）に拘束される。州が有する包括的権限（連邦憲法15条1項）と市民との距離の近接性を考慮すれば、間接連邦行政を州の固有の権限に移行することによって州の一層の強化と行政の真の民主化をもたらすことが、とりわけ重要性を有する。その意味で「執行連邦主義（Vollzugsföderalismus）」が注目される⁽⁶⁷⁾。

以上の動きに連動して、1970年代以降、州憲法の自律性を求め、さらに強化する動きも始まったことについては既に指摘した。州憲法自体も、特に1970年以降、何度も改正され、いくつかの州においては再公布され、また新たに公布された。国民請願、国民投票、国民調査投票、意見表明権など直接民主制の導入、基本権保障、社会的法治国家宣言などの国家目標規定に示されるように、州憲法立法権のより大きな自主独立性を目指しての展開が注目される⁽⁶⁸⁾。連邦も州憲法規定の余地（Spielraum）を拡大し、または新たな規定の可能性を認めていく。詳細は、(6)において後述する。

(5) 連邦憲法の特別授権による州憲法自律性の拡大

連邦憲法は、州憲法の自律性の一般的保障（連邦憲法 2 条、99 条）とともに、個々の事項または制度の規制に関して、州憲法への特別授権も定める。このような特別授権として、州会計検査院の州憲法による設置（連邦憲法 127c 条）、州行政に対する連邦オンブズマンの管轄権の州憲法による宣言（連邦憲法 148i 条 1 項）、州行政に対する独自の州オンブズマンの州憲法による設置（連邦憲法 148i 条 2 項）、憲法裁判所への州法律違憲性審査申立権の州憲法による拡張（連邦憲法 140 条 1 項 3 号、3 項）、州憲法の定める数の州議会構成員の要請に基づきなされる州の財政状況の中央の会計検査院による検査（連邦憲法 127 条 7 項）がある。

さらに、連邦憲法による規定の州憲法による除外についての授権もなされる。それには、州相互間の協定について、国際法上の条約法の適用の州憲法による除外（連邦憲法 15a 条 3 項）、市町村議会の選挙による市町村長の選出について、州憲法による除外（市町村議会の選挙権を有する者による市町村長選挙、連邦憲法 117 条 6 項）がある⁽⁶⁹⁾。

(6) 独自の州憲法規定

州の憲法自律性は、連邦憲法による授権なしに、憲法上の独創的な着想を可能にする。そのいくつかを次に挙げる。

① 国家目標、基本的価値

州と市の二重の地位を有するウィーン州は、その憲法において市の機能が前面に出ている⁽⁷⁰⁾が、多くの州憲法は、連邦国家における州の自主独立的（selbständig）地位を強調する。州憲法において、「州（Land）」「連邦州（Bundesland）」と表記するのが通常であるが、フォアールベルク州憲法では、「自主独立の国家（selbständiger Staat）」と表記されている（1 条 2 項）。チロール州憲法（Tiroler Landesordnung 1989 [LGBL.Nr.61/1988]）では、前文において、自主独立の（selbständig）チロール州のオーストリア連邦国家への加入が明記されている⁽⁷¹⁾。

それに関連して、最近の州憲法の多くは、国家的組織規定および手続規定とともに、最高位の国家目標、政策の基本的価値、国家行為の基本原則、自由のおよび社会的基本権、基本的義務、制度的保障などの憲法規範についての規定を含む。連邦に明らかに委託されていないあらゆる国家的機能の行使に対する州の権利を宣言し、同時に国家であることの権利を強調する。ウィーン州の憲法に代表される政治的に中立的な憲法（‘Spielregelverfassung’）から国家の実質的な基本秩序、基本的価値を志向する憲法への転換である。特に、チロール州の 1989 年邦条例（Tiroler Landesordnung 1989）（1988 年 9 月 21 日の州憲法律）（LGBL.Nr.61/1988）、すなわち州憲法⁽⁷²⁾は、連邦憲法の形式および内容と異なり、挑発的な方法で、その前文（Präambel）に、神への忠誠、精神的文化的統一体としての州、人間の自由と尊厳、国民と国家の基礎としての家族など、チロール州の精神的・政治的・社会的基礎としての国家目標を掲げ、チロール州の立法および行政の最高位の義務として、その保障と保護を委託する⁽⁷³⁾。

このような州憲法による国家目標規定に関して、連邦憲法は「基本権」をその対象としているゆえに、連邦の権限（連邦憲法 10 条 1 項 1 号）を侵害するのではという意見が連邦

側から出されたが、このような見解は州によって拒否され、今日では連邦によっても主張されていない。チロール州の州議会によって、国家目標規定は、「前文」として「本文」の前に置かれ、何ら直接に規範的意味を有するものではなく、州憲法公布のための基準となった立法者の「動機 (Motive)」を表現したに過ぎないと説明されているが、「前文」と「本文」との間の規範的相違を余りにも過大評価すべきではないという見解も示されている。州憲法に国家目標規定を掲げるという州憲法の新たな様式と連邦憲法との関係についても、州の憲法自律性の範囲の問題が存する⁽⁷⁴⁾。

国家目標ないし基本的価値として、多くの州憲法において、民主主義、社会国家、人間の自由と尊厳、人間の自由な発展、自然環境の保護、正義公正、完全雇用、経済的繁栄、社会的均等化、社会の平和、個人・団体に対する国家の助成、連帯、文化の自由と多様性、家庭・子どもの支援・保護および両親の権利の保障、公任務遂行の際の比例および信頼保護の原則などが挙げられている。もっとも、州憲法の限定された権限領域に鑑みて、州憲法による国家目標の定めは、実際上の重要性に乏しいともいえる⁽⁷⁵⁾。

②基本権、基本権的保障

(i) 州憲法における基本権

州憲法は憲法自律性に基づき、基本権を創造することができる。連邦憲法 144 条に基づき、行政裁判所の判決によって憲法上保障された権利が侵害された場合には、憲法裁判所に異議を申し立てることができる。ここにいう「憲法上保障された権利」には、連邦憲法上規定された主観的権利、とりわけ基本権および自由権ならびに政治的権利が含まれるが、州憲法上保障される権利も含まれるのか問題となりうる。最近の州憲法において新たな基本権がつくられている（チロール州憲法 11 条、フォラールベルク州憲法 11 条、ザルツブルク州憲法 10 条の損失補償請求権）ので、この問題は重要性を有する。連邦憲法 144 条の文言、および憲法ランクの法規定によって当事者に認められるすべての主観的権利を「憲法上保障された権利」と理解する憲法裁判所の判決から、州憲法上保障される権利も、連邦憲法上の基本権に抵触しない限り、連邦憲法 144 条の意味における「憲法上保障された権利」に含まれるとする学説が多い⁽⁷⁶⁾。

もっとも、これらの基本権の適用領域は、それぞれの州の自律的活動領域に制限される。さらに、これらの基本権は、連邦憲法の基本権と矛盾、または連邦憲法に規定された基本権の効力を制限することは許されないので、実際上、州憲法立法者は、新たな保障を創造し、または連邦憲法上の基本権の保障内容を拡張することのみ許される（有利原則 [Günstigkeitsprinzip]）。それゆえ、州憲法における基本権の実際上の意義は限定される⁽⁷⁷⁾。

(ii) 自由権、社会権、政治的権利

古典的な自由権の保障は、その内容ゆえに連邦にも州にも向けられ、その時々憲法的制限または授權の枠内において、連邦法律および州法律によって具体化される。連邦憲法が保障する基本権と内容的に同一の基本権を、州が単に繰り返し再度保障することも、憲法政策的理由から望ましいゆえに許される。さらに、連邦憲法によって保障されている基本権が、州権限による具体化の可能性を含んでいる限り、具体化は州の自主的活動領域に、それゆえ州憲法の自律性に委ねられる。例えば、いくつかの州憲法は、自由権の典型とし

ての所有権を保障する（チロール州憲法 11 条 1 項、フォラルベルク州憲法 11 条 2 項、ザルツブルク州憲法 10 条 3 項）とともに、公用収用による所有権制限の際に州法律に基づき相当な (angemessen) 補償を請求しうるところの損失補償請求権 (Enteignungsentschädigungsanspruch) を保障する（チロール州憲法 11 条 3 項、フォラルベルク州憲法 11 条 2 項、ザルツブルク州憲法 10 条 3 項）。それが州法による公用収用 (Enteignung) に関係する限り、連邦憲法（連邦憲法 10 条 1 項 6 号）に合致すると考えられる⁽⁷⁸⁾。州憲法上の損失補償請求権は、国民の権利に関する一般法としての「国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法 (RGBl.Nr.142/1867)」5 条（所有権の不可侵、公用収用）を超えており、また、憲法裁判所の判決 (VfSlg 9911/1983) も、学説上批判があるが、収用および所有権制限の際の損失補償は憲法的に要求されていないとする⁽⁷⁹⁾。

さらに、州憲法上保障されている基本権として、3 か月以内の応答の義務を伴うところの州の立法機関および行政機関に対する請願権がある（フォラルベルク州憲法 10 条）⁽⁸⁰⁾（「国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法」11 条も参照）。

社会権など新たな基本権の保障については、連邦憲法は何ら規定していないので、一般的権限配分（連邦憲法 10 条 - 15 条）が基準となる。州憲法立法者が、州権限の枠内において、このような権利または制度を保障することは許される。それゆえ、連邦領域において欠けている社会権（生活保護、障害者支援、社会復帰など）⁽⁸¹⁾および社会的文化的制度（完全雇用のための就業機会の確保、家族の保護、子ども・青少年の保護、文化・教育・スポーツの助成、郷土色〔風土・風俗・文化財など〕の保存・保護など）を州憲法で保障することは連邦憲法に合致すると考えられる。オーバーオーストリア州憲法 11 条 - 15 条、チロール州憲法 9 条、10 条、13 条などに見られる⁽⁸²⁾。

州憲法は、さらに、その他の憲法上保障される権利として、政治的参与権の意味を有する国民請願、国民調査投票、国民投票など直接民主制制度を規定する⁽⁸³⁾。問題点については、⑤ (i) で後述する。

州憲法のその他すべての保障は、人権状況に関連して、何ら主観的基本権ではなく国家目標規定に過ぎないとされている⁽⁸⁴⁾。

（「第 5 章 3. (6) 独自の州憲法規定 ③基本的義務」以下は、次号に続く）

注

第 5 章 3.

(30) Walter Berka, S.163, S.191, S.262; Heinz Mayer, S.390; Peter Pernthaler, S. 309, SS.461-465, SS.645-646.

ちなみに、市町村 (Gemeinde) の固有活動領域において市町村の自律的処理に委ねられる自治行政は、自治行政体 (市町村) の構成員が、その固有活動領域事項の執行に一定の影響を与え、かつ、その機関を自ら選出できるので、民主的行政形式とみなされている。この市町村の「内部的民主制 (innere Demokratie)」は、構成員が、固有活動領域における行政任務を自ら (連邦憲法 117 条 8 項)、または構成員によって選ばれた機関 (連邦憲法 117 条 1 項) によって処理するというこを前提とする (Peter Pernthaler, S.223)。国家の民主制と自治行政の内部的民主制は同一ではな

いが、両者の民主制（主義）形態の間には、とりわけ平等原則および類似の民主的組織形態によって保障されるところの「憲法的同質性（verfassungsmäßige Homogenität）」が支配している。とりわけ、執行機関の、代議機関による選出および代議機関に対する政治的責任、自治行政内部の指示（訓令）権、行政機関と政治機関の分離などが、それに属する（Peter Pernthaler, S.223-224）。しかし、自治行政（市町村）は、「内部的民主制（innere Demokratie）」の形成に際しては、国家の民主制（主義）の組織形態および選挙原則に拘束されない。その例として、市町村議会の選挙権を有する者による市町村長の直接選挙（連邦憲法 117 条 6 項）、市町村議会の選挙権を有する者による自治行政事項（固有活動領域事項）の直接の参与および協力（連邦憲法 117 条 8 項）などを挙げることができる。その際、自由で平等な市民（freie und gleiche Bürger）によって歴史的に成長してきた市町村の自治行政も、法治国家制度の中に組み込まれているので、関係人の基本権（Grundrechte）および平等原則（Gleichheitsgrundsatz）による制限に服する（Peter Pernthaler, SS.215-216）。

- (31) 第 3 章 1. (3) B. の注 (67) 参照。
- (32) Peter Pernthaler, SS.462-463. 廃止された連邦の合議制学校官庁につき、Peter Pernthaler, SS.195-196; Ludwig K.Adamovich (Band 2), SS.179-180.
- (33) Peter Pernthaler, S.463. 憲法裁判所の判例（VfSlg 16593/2002）も同旨である。この判決については、第 4 章 3. (2) ② (ii) b. 参照。
- (34) Peter Pernthaler, SS.463-464; Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.366.
- (35) VfSlg 16241/2001. フォーラルベルク州憲法 33 条 6 項（州議会を拘束する国民請願）が連邦憲法違反とされた事例。第 5 章 3. 注 (40) 参照。
- (36) VfSlg 2168/1951. ウィーン市（ウィーン州）の一定範囲の市職員（州職員）（それまで私法原則によって規定されていた）の勤務法を公法関係に移行し、法律（Gesetz）ではなく命令（Verordnung）によって規定し、連邦憲法違反とされた事例。
- (37) VfSlg 3969/1961. 比例選挙の原則に違反するニーダーオーストリア州の市町村選挙法 18 条 3 項が連邦憲法違反とされた事例。
- (38) VfSlg 11669/1988. ブルゲンラント州憲法 53 条（州知事およびその他の州政府構成員の選挙方法）が平等原則、公正の原則（Sachlichkeitsgebot）および民主制原則に反せず問題ないとされた事例。
- (39) VfSlg 9886/1983. ウィーン州が、オーバーオーストリア、チロール、フォーラルベルク州が締結した生活保護の費用負担に関する協定（連邦憲法 15a 条）に事後に加入し、その協定の拘束力を契約当事者でない第三者に及ぼした事例である。協定は一般的な法源類型ではないので、法律、命令などに特別に変形されなければ第三者に拘束力を有しないとされた。
- (40) VfSlg 16241/2001 では、フォーラルベルク州の州憲法（LGBLNr.30/1984, LGBLNr.9/1999）33 条 6 項において「州議会は、州公民が国民投票によって国民請願を考慮しなければならないと決定したならば、国民請願の内容に相応する法律議決をしなければならない」と定めていたが、このような「国民立法（Volksgesetzgebung）」は、連邦憲法の代表民主制の基本原則に違反しないのか問題とされた。判決において、議会立法手続の競争モデルを構成する「国民立法」は、連邦憲法の代表民主制の基本原則および憲法立法者が単なる例外として明白に規定する直接民主制制度（市町村の選挙権者による市町村議会選挙〔連邦憲法 117 条 1 項 (a)、2 項〕、市町村議会による市町村長選挙〔連邦憲法 117 条 6 項 1 文〕、州憲法が定める場合のみ市町村議会選挙権者による市町村長選挙〔連邦憲法 117 条 6 項 2 文〕）と両立しえない、とされ、州憲法の規定は破棄された。

この裁判において、フォーラルベルク州政府は、次のように、異議を申し立てていた。すなわち、「州憲法自律性の根拠は、連邦憲法 99 条のみではなく、連邦憲法 2 条の連邦国家的基本原理の中にも見出すことができる。このような観点から、連邦憲法の自律性とその制限を認める連邦憲法

99条も解釈されなければならない。なぜならば、連邦国家にとって、州の支分国家性 (Teilstaatlichkeit) および州憲法の自律性 (Verfassungsautonomie) は、連邦国家原理の本質的構成部分であるからである。確かに、州憲法の自律性は、連邦憲法第4章の「州の立法および執行」に含まれる州関連規定のみではなく、法治主義のような連邦および州に同様に関連する連邦憲法上の基本原理 (Grundprinzipien) によっても制限されるが、憲法裁判所の判決は、時折、連邦憲法44条3項の連邦憲法の全部改正をもたらすところの連邦憲法上の基本原理 (Grundprinzipien) をはるかに超えて、連邦および州に同様に妥当するのではなく連邦立法のように明らかに連邦領域にのみ関連するところの連邦憲法の諸規定から導き出されるその他の原則 ('Grundsätze') に対しても、州憲法立法者の拘束を認めてきた。憲法裁判所の判決は、Richard Novak が指摘するように、納得のゆくものではなく ('nicht überzeugend')、連邦憲法上の基本原理 (Grundprinzip) として規定された州の憲法自律性 (連邦憲法99条1項) を誤認するものであ[る] (以上の' 'は原文)。VfSlg 16241/2001 の Begründung, II.3.1.2.1 (c) を参照。Richard Novak がこの判決の理由づけに批判的なことについては、Peter Pernthaler S.479 の注 (48)。また、この判決は、連邦国家原理に含まれる州憲法の自律性を誤認しているので、州レベルに関しては誤っていると指摘するのは、Theo Öhlinger, S.55, S.206。

以上に反して判例に賛成する見解として、Heinz, Mayer, SS.53-54, S.396 および Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.159, Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.66 は、州の憲法自律性に基づく直接民主制制度も連邦憲法による制限 (連邦憲法99条) に服し、州議会の立法権限 (連邦憲法95条1項) を侵害する国民立法 (Volksgesetzgebung) は許されないとする。また、Walter Berka, SS.41-42 も、この判例を引用しながら、直接民主制を補完的に導入するのではなく、代表機関である議会による立法独占を危うくするところの真の国民立法は、連邦憲法の核心に抵触するとする。Bernt-Christian Funk, SS.88-89 も、州レベルにおいても連邦におけるのと同様に、議会制度が支配しており (連邦憲法95条1項)、直接民主制の手段によって議会制度の優位を侵害することは許されないとする。この判決自体も、Ludwig K.Adamovich, Bernd-Cristian Funk, Gerhart Holzinger, Heinz Mayer, Friedrich Koja など判例の見解を支持する学説が圧倒的多数説だと指摘する。

アダモヴィツヒ等が的確に指摘するように、判決の背後には、連邦国家原理と代表民主制原理との関係の問題が、連邦憲法の基準に対する州憲法の拘束の範囲の問題が存在する。Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.344。

- (41) VfSlg 13500/1993 では、チロール州の1991年の市町村選挙法 (LGBL.Nr.79/1991) において、市町村議会の選挙権を有する者全員による市町村長の直接選挙を規定していたが、憲法違反とならないのか問題とされた。判決は、次のように述べている。すなわち、「連邦憲法は、市町村議会に対して、組織的および機能的に市町村行政の中心的な地位を割り当て、連邦憲法118条5項の他のすべての市町村機関 (市町村長、市町村理事会など) に、市町村議会に対する責任を負わせていることからすれば、市町村自治行政の一定の民主的議会制制度が構築されている。市町村議会を排除しての市町村長の任命は、この制度に違反する。それは、市町村議会に対する責任概念を変更・空洞化し、市町村議会とともに市町村長が市町村民によって直接選ばれ、直接民主的に正統化され、市町村議会ともはや結び付かない機関を設立することを通じて、二重の、二つのお互いに独立する柱に基づく組織制度を創出する。市町村行政の議会制民主制度は、議会制民主的制度的要素のみではなく、直接民主的に正統化された単独支配的指揮管理制度の要素から成る新しい制度によって置き換えられる。このような制度交替は、明示の連邦憲法的授權が無い限り許されない」。以上の判示の下、チロール州市町村選挙法は、憲法違反として破棄された。

その後、1994年7月8日の憲法律 (BGBl.Nr.504/1994) による連邦憲法改正で、州憲法の定めによって、市町村議会選挙権を有する国民による市町村長の選出も可能となった (連邦憲法117条6項)。また、オーストリアのEU加入に伴って、1996年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.659/1996)

- による連邦憲法改正で、市町村議会選挙権を有する者による市町村長の選出も可能となった（連邦憲法 117 条 6 項）。Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.405; Ludwig K. Adamovich (Band 2), SS.219-220. そしてさらに、憲法裁判所は、市町村長の直接選挙の可能性から、市町村議会選挙権者によって直接に選挙された市町村長の解任（リコール）は、市町村議会によって指示された国民投票に留保しようとする結論を導き出している（VfSlg 15302/1998）。Heinz Mayer, Gerhard Muzak, S.405.
- (42) Peter Pernthaler, SS.463-464.
- (43) Peter Pernthaler, S.466; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.341.
- (44) Heinz Mayer, S.53.
- (45) 1920 年、1925 年、1929 年の連邦憲法については、拙稿「オーストリア連邦憲法とハンス・ケルゼン（1）（2）（3）（4・完）」『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』（25 巻 3 号〔2012 年 3 月〕、26 巻 1 号〔2012 年 10 月〕、26 巻 3 号〔2013 年 3 月〕、27 巻 1 号〔2013 年 10 月〕）参照。
- (46) Peter Pernthaler, SS.466-467; Oskar Lehner, S.301, S.330; Wilhelm Brauneder, S.226, S.228, S.244.
- (47) Peter Pernthaler, S.467; Oskar Lehner, S.301; Wilhelm Brauneder, S.226. 第 5 章 3. 注 (40) 参照。
- (48) Peter Pernthaler, SS.466-467; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.341.
- (49) Peter Pernthaler, S.466, S.467. VfSlg 2985/1956 については、第 5 章 3. 注 (14) 参照。
- (50) Bernd-Christian Funk, S.7; Theo Öhlinger, SS.50-51, S.123; Walter Berka, SS.50-51; Heinz Mayer, S.53, S.397; Peter Pernthaler, SS.460-461, SS.467-468; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.177, S.283, S.341; Ludwig K. Adamovich (Band 2), S.63. さらに、第 5 章 3. 注 (17) 参照。
- (51) VfSlg 9886/1983 は、連邦憲法 15a 条に基づき州間で締結された協定が、協定当事者以外の第三者に対して拘束力を有するかについての判決である。そこにおいて、「連邦憲法 99 条によって州には憲法自律性（Verfassungsautonomie）が帰属しており、連邦憲法において大要として描かれていることを詳述することができるとともに、それを超えてさらに、連邦憲法によって述べられていない関心事項をすべて規定することも許される。しかし、連邦憲法の中で確定されている基本原則に違反することは許されない」「この基本原則の一つは、連邦憲法によって明白に規定され、または前提とされている一般的法規範の類型についての制限である。州協定は、連邦憲法において、固有の法源類型として明白に規定されていない」と述べ、州憲法立法者が、州間協定が一般的拘束力を有する法源類型を規定する権限を有しないとす。
- また、VfSlg 6783/1972 も、憲法自律性（Verfassungsautonomie）の表現を用いている。この事案では、シュタイアーマルク州憲法（L-VG 1960）20 条 1 項において、州憲法立法者が、州議会の法律議決のための出席定足数を自ら規定せずに、州議会の議事規則による定めに委ねた。このことが、連邦憲法 97 条（州法律の成立要件）に違反しないのか問題となった。判決は、「憲法裁判所は、連邦憲法によって州に帰属するところの連邦主義的原理と憲法自律性（Verfassungsautonomie）の意義を認めないわけではないが、連邦憲法立法者は、97 条において、州憲法立法者が拘束されるところの定めを為した。その限りにおいて、州の憲法自律性が制限されている」「連邦憲法 97 条 1 項において、州議会の法律議決が成立するための本質的要件（wesentliche Voraussetzung）は、州憲法自体の中で規定されるべきであるとされており、それゆえ、州憲法は、州議会の法律議決のための議決要件の実質的規定を含まなければならず、権限委譲に満足することは許されない。シュタイアーマルク州憲法 20 条 1 項は、憲法違反として破棄される」（以上の傍点は筆者）と述べる。
- 以上の VfSlg 6783/1972 を先例として引用する判決として、VfSlg 7011/1973 がある。ブルゲンラント州議会の議事規則は単純州法律の形式で規定されているのであるが、州議会の議決に際して、州議会議長を選挙の場合を除き排除すると州議会議事規則で定めている（60 条 A 項）ことが、連邦憲法違反にならないのかどうか問題となった。判例は、「連邦憲法 97 条 1 項は、州議会の法律

議決に関する議決要件の実質的規定は、連邦憲法上の著しく重要な基本原理である代議制および比例選挙の権利に関わっており、州憲法立法者に留保されている。それゆえ、州議会議事規則 60 条 A 項に相応する規定が連邦憲法上許されるとしても、州憲法律によってのみ為すことができる。単純州法律の形式での定めは憲法違反である」(以上の傍点は筆者)と述べる。

また、VfSlg 5676/1968 では、オーバーオーストリア州政府構成員の選挙が問題とされた。州憲法の自律性について次のように述べている。「州憲法律は、連邦憲法に書き記された大要に拘束され、連邦憲法と両立しないものを何も含むことができず、連邦憲法 140 条(法律の違憲性の審査)にも服する」「連邦憲法は、連邦の組織のみではなく、連邦と州への国家的機能の配分、州の組織についても基本原則を含んでいる。しかし、個々の州政府の構成員の数およびその選出方法について、連邦憲法は何も述べていない。これらすべての定めは、州憲法立法者の権限に属し、州の完全な自由には委ねられる。それゆえに、州憲法立法者は、例えば、州政府構成員全員または若千数についての比例選挙手続を定めることができる」。

この VfSlg 5676/1968 を先例として引用する判決として VfSlg 9547/1982 がある。ザルツブルク州議会選挙における郵送投票(Briefwahl)を定める法律規定が連邦憲法に違反するかどうか問題となった事例である。州の憲法自律性を前提としながら、州の権限(連邦憲法 15 条 1 項)に関する議論を展開している。

- (52) Peter Perenthaler, S.468.
- (53) 連邦と州の間の協定(支分国協定)制度の導入(連邦憲法 15a 条)、行政審級の短縮(連邦主務大臣から州知事に変更、州の影響力の拡大)、連邦官庁の直接執行事項の一部削除など間接連邦行政における州の権限の強化(連邦憲法 102 条 1 項 - 2 項、103 条 4 項、109 条)。
- (54) 連邦憲法による州議会議員数の制限を削除(連邦憲法 95 条 4 項廃止)。
- (55) 「保養地制度」の領域における州権限の拡張(「保養所」と並んで「保養施設及び保養設備」を追加)(連邦憲法 12 条 1 項 1 号)、一定の連邦所有の建造物に関する建築事項についての連邦執行事項における行政審級の短縮(連邦主務大臣から州知事に変更)(連邦憲法 15 条 5 項)、州議会の法律議決に対する連邦政府の異議権の制限(連邦憲法 98 条 2 項 2 文追加)。
- しかし、他方、連邦の反対要求として、連邦と州との協定によって確定される環境汚染限界値(Immissiosgrenzwert)を超えることによって生ずる環境に対する危険な負荷の除去に関する措置が新たに連邦権限に追加(連邦憲法 10 条 1 項 12 号)。
- (56) 州の立法または執行の権限を制限する憲法律または憲法規定に対する連邦参議院による同意(連邦憲法 44 条 2 項)、連邦劇場のあらゆる建築事項を州権限に移行(連邦憲法 10 条 1 項 13 号)、原則についての立法を連邦法律の中に明示すべき連邦の義務(連邦憲法 12 条 4 項)、連邦参議院における州知事の参与権と発言権(連邦憲法 36 条 4 項)、連邦参議院の議事規則中の個々の事項についての別段の定め(連邦憲法 37 条 1 項、2 項)、州政府の緊急命令権(連邦憲法 97 条 3 項、4 項)、連邦大統領による州議会解散権の制限(連邦憲法 100 条 1 項)、直接連邦行政事項における緊急措置に対する州知事の補助的権限(連邦憲法 102 条 8 項)、市町村組合の組織に関する州の立法権限の拡張(連邦憲法 116a 条 4 項)、市町村の固有活動領域事項における市町村議会の選挙権を有する者による直接の参与および協力についての州の立法権限(連邦憲法 117 条 7 項)、市町村の地方警察上の命令権限の拡張(現存する不都合状態の除去とともに目前の予期される不都合状態の防止を明示)(連邦憲法 118 条 6 項)。
- (57) 連邦の立法事項である「国民の住宅制度」から住宅用建築物の助成および再建を削除(連邦憲法 11 条 1 項 3 号)。
- (58) 連邦参議院が、連邦政府を介在させることなく直接に法律案を国民議会に提出可能(連邦憲法 41 条 1 項)、憲法裁判所による連邦法律の違憲性の審査につき、連邦参議院の構成員の 3 分の 1 の申立てによっても可能(連邦憲法 140 条 1 項)。

- (59) 州公民権の復活（再導入）（連邦憲法 6 条 2 項）、「連邦憲法 16 条 1 項による州の条約締結権を侵害しない限りでの」連邦の条約締結権（連邦憲法 10 条 1 項 2 号）、山案内人・船員、スポーツ学校の職業的代表に関して州のための権限委譲（連邦憲法 11 条 1 項 2 号）、連邦の立法権限から居住（市民）権（Heimatrecht）を排除（連邦憲法 11 条 1 項 1 号）、州の国家条約締結権（連邦憲法 16 条 1 項）、国家条約が州の独自の権限事項を規律する場合における連邦参議院の同意権（連邦憲法 50 条 1 項）、連邦の安全保障行政において、安全保障部長の任命に際しての関係州の州政府の意見表明権（州の参与権）（1988 年連邦憲法改正追加条項 [BGBl.Nr.685/1988, Artikel V]）、連邦内務大臣の安全保障部長に対して為される国家政策上重要な訓令について、連邦内務大臣が関係州の州知事に通知すべき義務（州の情報権）（1988 年連邦憲法改正追加条項 [BGBl.Nr.685/1988, Artikel V]）、州議会の選挙手続および選挙義務についての州法律による定め（連邦憲法 95 条 1 項）、市町村の利益代表としてのオーストリア市町村連合およびオーストリア市連合の憲法上の根拠づけ（連邦憲法 115 条 3 項）、州の国家条約締結権（連邦憲法 16 条 1 項）に関連して連邦憲法 16 条 1 項によって締結された州条約の憲法裁判所による違法性の審査（連邦憲法 140a 条）。
- しかし、他方、連邦の反対要求として、「暖房設備に対する州の権限を侵害しない限りでの」連邦の大気清浄維持権限（連邦憲法 10 条 1 項 12 号、11 条 5 項）、廃棄物処理権限（連邦憲法 10 条 1 項 12 号）につき連邦権限の拡張。
- (60) 連邦の立法および執行権限事項である「民事法制度」から、死亡による権利取得を含め外国土地取引に関する規制を排除し、州権限を拡張（連邦憲法 10 条 1 項 6 号）。
- (61) 連邦内務大臣の安全保障部長任命に際しての州知事との協力（連邦憲法 78b 条 2 項）、連邦内務大臣の安全保障部長に対して為される国家政策上または安全保障政策上重要な訓令について、連邦内務大臣が州知事に通知すべき義務（連邦憲法 78b 条 3 項）、市町村保安団体の新たな設置またはその組織の変更は、連邦への届出義務を伴うが市町村の権限（市町村の組織権限の拡張）（連邦憲法 78d 条 2 項）。州における一般的国家行政官庁によって市町村保安団体所属者に対して為されることの、安全保障関連の行政刑罰法の運用授權（連邦憲法 118 条 8 項）。
- (62) Theo Öhlinger, S.50; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.109, S.112. 第 5 章 3. 注 (55) (59) 参照。
- (63) 連邦の立法および執行権限事項である「保安団体の設立および組織」から、市町村保安団体を除外（連邦憲法 10 条 1 項 14 号）、州・市町村・市町村組合の職員の公勤務法および職員代表法に関して、州の立法および執行権限（連邦憲法 21 条 1 項 - 4 項）、州の職員に対する勤務高権を州の最上級機関が行使（連邦憲法 21 条 3 項）、市町村保安団体の設立およびその組織の変更は連邦政府への届出のみ（市町村の保安団体事項を、「連邦の安全保障官庁」事項から「市町村の固有活動領域」事項に移動）（連邦憲法 118 条 8 項）、連邦法律または州法律によって、権限官庁の強制執行権限を市町村の同意を得て市町村保安団体所属者に授權可能（連邦憲法 118a 条 1 項）。
- (64) 市町村の協定に基づく市町村組合の結成（連邦憲法 116a 条 1 項）、複数の州の協定に基づき関係諸州の市町村による市町村組合の結成（連邦憲法 116a 条 6 項）、州立法に基づく州の市町村間の公法上の協定（連邦憲法 116b 条）。
- (65) Theo Öhlinger, SS.49-52; Walter Berka, SS.14-16, SS.51-52; Heinz Mayer, SS.45-49, SS.53-54, SS.88-89; Peter Pernthaler, SS.291-292, S.468; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.105-124, S.177, S.341; Oskar Lehner, SS.402-403; Wilhelm Brauneder, SS.270-273.
- (66) Heinz Mayer, S.54; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.179; Oskar Lehner, S.402; Wilhelm Brauneder, S.271.
- (67) Walter Berka, S.52; Heinz Mayer, S.88; Peter Pernthaler, S.293, S.376, S. 383, S.457; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.180. また、執行連邦主義については、第 4 章 4. (2) 参照。
- (68) Bernd-Christian Funk, S.89; Theo Öhlinger, SS.50-51, Walter Berka, SS.209; Heinz Mayer, S.53,

- SS.388-389; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S. 45, S.177; Oskar Lehner, S.402; Wilhelm Brauneder, SS.271-272, S.274.
- (69) Peter Pernthaler, S.469, S.471.
- (70) ウィーンは長きにわたって特別の市法 (Stadtrecht) を有する市であり、1921 年以降連邦州の地位をも兼ねることとなったという歴史的沿革が関係する。ウィーン憲法は、第 1 章 (1 条 - 112h 条) が単純州法律としての市法 (Gemeindeordnung, Stadtstatut) であり、第 2 章 (113 条 - 139a 条) が州憲法 (Landesverfassung) である。Heinz Mayer, S.436; Ludwig K. Adamovich (Band 2), S.226.
- (71) Theo Öhlinger, S.77; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.342.
- (72) 第 5 章 3. (4) ②参照。
- (73) Theo Öhlinger, S.77; Peter Pernthaler, SS.469-470, SS.471-472, SS.474-475; Ludwig K. Adamovich (Band 1), SS.342-343. ブルゲンラント州憲法 (LGBL.Nr.42/1981) 1 条も、国家目標として、民主的社会的法治国家、人間の自由と尊厳、公正な社会における市民の発展を掲げる。Theo Öhlinger, S.77.
- (74) Theo Öhlinger, S.77; Peter Pernthaler, SS.474-475.
- (75) Walter Berka, S.67; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.343.
- (76) Theo Öhlinger, SS.296-297, S.S.302, S.514; Walter Berka, S.352, S.404, S.614; Heinz Mayer, S.605, SS.660-662. 憲法判例も、客観的憲法規範の遵守に「十分に個別化された当事者の利益が存する」場合に「憲法上保障された権利」を認めている (VfSlg 723/1926, 9744/1983, 9801/1983, 17507/2005)。
- (77) Theo Öhlinger, S.302; Walter Berka, S.614.
- (78) Theo Öhlinger, S.302, S.400; Walter Berka, S.615; Peter Pernthaler, S.473; Ludwig K. Adamovich (Band 1), S.343; Ludwig K. Adamovich (Band 3), S.183.
- (79) Theo Öhlinger, S.302, S.407.
- (80) Theo Öhlinger, S.302; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.343.
- (81) これらの権利は、法律によってのみ保障される (Walter Berka, S.615)。実際、生活保護、障害者支援、社会復帰などを定めるオーバーオーストリア州憲法 12 条およびチロール州憲法 13 条の条文に、それぞれ「法律の枠内において (im Rahmen der Gesetze)」、「法律に準拠して (nach Maßgabe der Gesetze)」という文言がある。このこととも関連して、実現に通常は法律規定を必要とする国家目標規定と社会権との区別が問題となる。国家目標規定も規範的拘束力を有し (normativ verbindlich, rechtlich verbindlich)、政治的裁量の余地があるが一定の行動をとることを国家機関に義務づける。また憲法判例によれば、国家目標 (例えば、包括的環境保護) を基本権 (例えば、営業の自由) 制限の解釈基準として (VfSlg 12009/1989)、また、行政決定の際に利益衡量が問題となる場合には、国家目標が法律的に考慮されるべき利益といえる限り、国家目標が重要になる (VfSlg 20185/2017) (Walter Berka, SS.61-62)。正しく、国家目標規定はある種の基本権規定ともいえる (Theo Öhlinger, S.69)。
- しかしながら、国家目標は、国家機関を義務づけるが、客観的法としての憲法上の義務であって、通常、市民の主観的権利を根拠づけるものではない。また、基本権とも区別される。例えば、「包括的環境保護」という国家目標は、個人の「環境保護の基本権 (Grundrecht auf Umweltschutz)」に必然的に対応するものではない。それゆえ、国家目標規定違反はすべて司法的救済を求めることができるということにはならない (Walter Berka, S.62)。もっとも、国家目標規定と基本権規定との境界は流動的である (Theo Öhlinger, S.69)。
- (82) Walter Berka, S.615; Peter Pernthaler, SS.473-474; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.343.
- (83) それぞれの直接民主制制度と州憲法規定については、Heinz Mayer, SS.395-396.

(84) Walter Berka, S.615.

参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (12.Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2019.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (7.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2018.
- ・ Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauneder, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1:Grundlagen, 2., aktualisierte Auflage)*, SpringerWienNewYork, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2:Staatliche Organisation, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2014.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3:Grundrechte, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2019.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 4:Allgemeine Lehren des Verwaltungsrechts, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
- ・ Heinz Mayer, Gerhard Muzak, *Das österreichische Bundes-Verfassungsrecht. Kurzkommentar (5.Auflage)*, MANZ'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2015.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
- ・ <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2020.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- ・ *Ämtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg)*.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集〔第五版〕』、有信堂、2018年。

